

# 学位論文 リポジトリ登録マニュアル

新潟生命歯学研究科委員用

日本歯科大学生命歯学部図書館

2024. 12. 5 改訂版



# 目次

1、学位論文リポジトリ登録の流れ	-1
2、学位論文リポジトリ登録マニュアル	-3
3、書類ほか	-6
学位論文のインターネット公開許諾書	6
学位論文のインターネット公開許諾書記入例	7
電子ファイル例[学位論文電子ファイル見本]	8
日本歯科大学学術機関リポジトリ登録申請書	-10
日本歯科大学学術機関リポジトリ登録申請書記入例	-11
メタデータ	-12
メタデータ記入例	-13
日本歯科大学学術機関リポジトリ登録申請書変更届	-14

## 1.学位論文リポジトリ登録の流れ

### はじめに

平成 25 年度から、学校教育法-学位規則の改正により「内容の要旨および審査結果の要旨」、「学位論文全文もしくはアブストラクト」をインターネット公表することとなりました。

インターネット公表のため本学では、日本歯科大学学術機関リポジトリ <https://ndu-rep.repo.nii.ac.jp> (以下リポジトリと略す)に学位論文を登録します。

権利関係に抵触するなど、やむを得ない事由により全文公開できない場合は、アブストラクトを公開します。

#### <内容の要旨および審査結果の要旨>

教務部・学生部から「内容の要旨および審査結果の要旨」の PDF ファイルを東京校図書館が受け取りリポジトリに公開します。

(学位授与者が登録申請書等を提出する必要はありません)

※授与された日より 3 か月以内にインターネット公開

(学位規則 (昭和二十八年文部省令第九号) 第八条)

#### <学位論文全文もしくはアブストラクト>

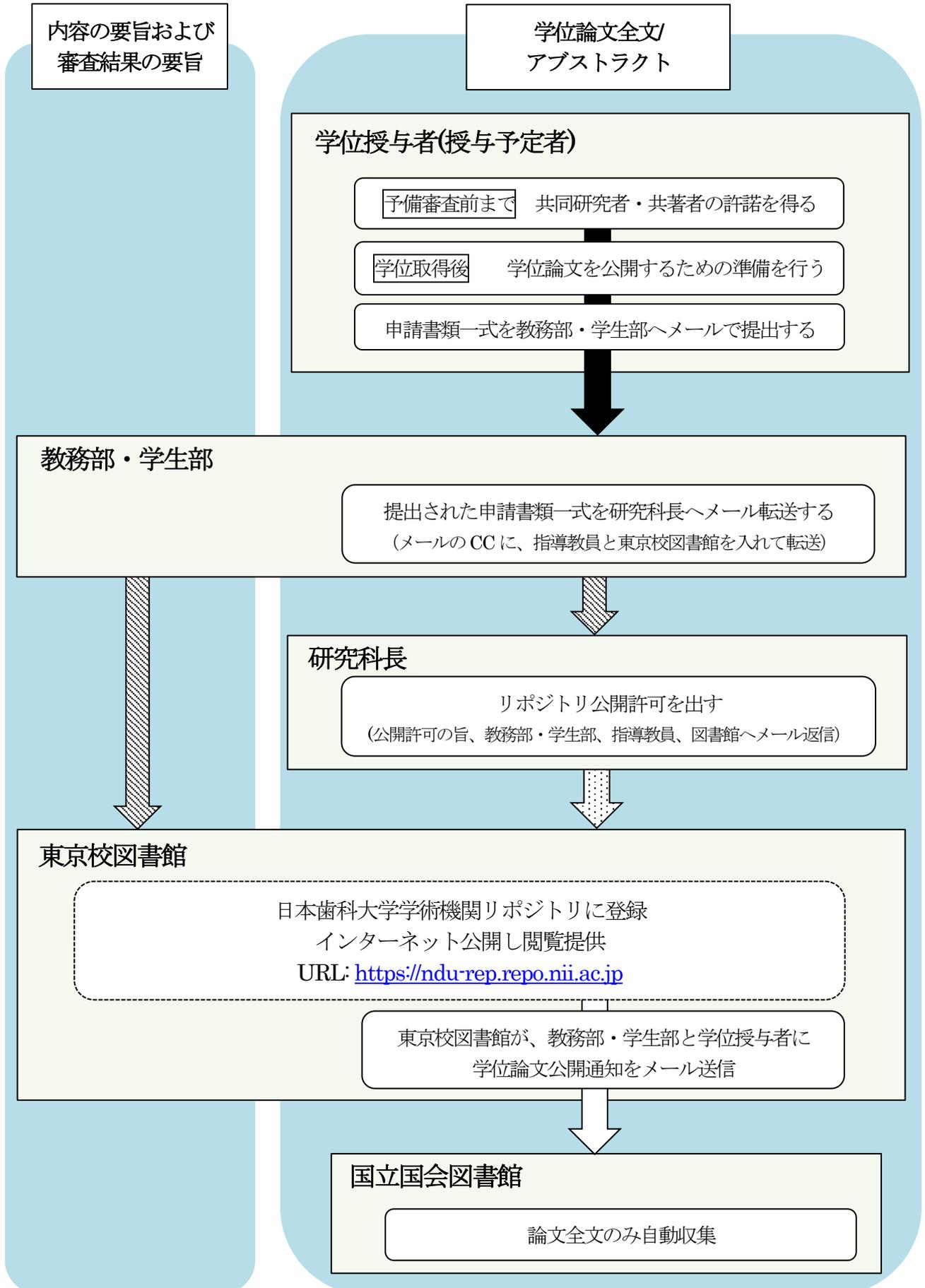
学位授与者が、リポジトリ登録関連書類を新潟生命歯学部 教務部・学生部に提出し、研究科長の下承を得たものを東京校図書館がリポジトリに公開します。

(学位授与者がリポジトリ登録申請書等を提出する必要があります)

※授与された日より 1 年以内にインターネット公開

(学位規則 (昭和二十八年文部省令第九号) 第九条)

# 1. 学位論文リポジトリ登録の流れ



## 2.学位論文リポジトリ登録マニュアル

### (1) 共同研究者・共著者の許諾

学位授与予定者は、予備審査までに共同研究者・共著者全員から学位論文のインターネット公開許諾を得て、「学位論文のインターネット公開許諾書」に署名押印し、教務部・学生部へ提出。(記入例:P.7) 提出された許諾書は図書館で保管する。

※2023年度以前に学位を取得した者は、共同研究者・共著者にメールで許諾を取り、そのやり取りしたメールをPDF化したものを申請書類一式とともに教務部・学生部へ提出する。

### (2) 教務部・学生部への提出物

以下①～④を教務部・学生部へメールで提出する

※提出がない者への催促は、研究科委員会より行う

#### ① 学位論文全文もしくはアブストラクト (PDF形式)

以下の規格で作成したPDFファイルを提出

- ・A4版
  - ・1段組、論文末に参考文献、画像と説明文の順で掲載
- [参考:「博士(歯学)学位論文作成の手引」(P.21)]

#### ② 日本歯科大学学術機関リポジトリ登録申請書 (Word形式)

P.11の記入例を参考に入力し、Wordファイルを提出

#### ③ メタデータ (Word形式)

P.13の記入例を参考に入力し、Wordファイルを提出

#### ④ 学協会・出版社の許諾書の写し (PDF形式)

学協会・出版社等からの「リポジトリ公開許諾書」や「契約書(リポジトリ公開に関する記載がある部分)」などをPDF化したものを提出  
もしくは、学協会・出版社等にメールで問い合わせをして許諾を得た場合は、そのメールやり取りをPDF化して提出

### (3) 学協会・出版社の許諾確認

学協会・出版社の許諾書の写しが提出されない場合、図書館でも確認する。提出された申請書の内容と図書館で確認した内容が異なる場合は、教務部・学生部から「リポジトリ登録許可の学位論文についての確認」を学位取得者に渡してもらい、再度リポジトリ登録の可否を得る。

### (4) 提出したりポジトリ登録申請書の変更

「日本歯科大学学術機関リポジトリ登録申請書」に変更があった場合は、「日本歯

## 2. 学位論文リポジトリ登録マニュアル

科大学学術機関リポジトリ登録申請書変更届」と書き直した申請書を再度研究科長へ提出。

- 例) 変更内容：全文公開から抄録公開への変更  
変更理由：出版社ポリシーに変更が生じたため

### (5) 国立国会図書館への収録

1. 学位論文全文の国立国会図書館への自動収録  
リポジトリの著者版フラグに「ETD」と入力されたもののみが対象で、IRDBにハーベストされる。
  - ① 当校では、毎月1日に国立情報学研究所のIRDBが学位論文のメタデータを収集
  - ② 国立国会図書館が、IRDBから収集対象の学位論文のメタデータを収集
  - ③ 国立国会図書館が、②で収集したメタデータに基づきリポジトリより学位論文全文の電子ファイルを収集
2. 公開  
2015年3月より国立国会図書館館内にて公開
3. 注意点
  - ・リポジトリで全文の差し替えを行なった場合でも、国立国会図書館では、差し替え前の論文と差し替え後の論文両方が館内公開となる。
  - ・リポジトリで全文およびメタデータを削除しても、国立国会図書館では削除されず、館内公開となる。
  - ・なんらかの対応が必要となる場合は、国立国会図書館博士論文担当に相談する。  
([hakuron@ndl.go.jp](mailto:hakuron@ndl.go.jp))

### (6) DOI登録

1. ジャパンリンクセンター(JaLC)参加により DOI(Digital Object Identifier)の登録が平成27年4月2日より可能となる。
2. DOI登録条件
  - ・IRDB(Institutional Repositories Data Base)に参加。
  - ・コンテンツに本文もしくはアブストラクトがあること。
  - ・要旨(学校教育法-学位規則第8条におけるもの)では登録できない。
  - ・コンテンツに登録したDOIは、原則として削除や変更はできない。
3. 当校のDOI登録方法
  - ・JAIRO Cloudより登録ができる。
  - ・アブストラクト公表の論文のみ対象とする。  
本文および本文公表が可能なアブストラクトには登録をしない。
  - ・当校では、毎月1日にIRDBにハーベストされ、翌日にDOIが有効となる。

## (7) リポジトリ登録における注意

1. 著作権・出版社ポリシーのリポジトリ登録について  
当学のリポジトリ「機関リポジトリ」(Institute Repository)は、セルフ・アーカイヴィング(Self-Archiving)の一つであり、オープンアクセス(Open Access)の一つでもある。学協会・出版社の Authors' rights や Copyright のなかに、Open Access または Self-Archiving の一つとして機関リポジトリに関するポリシーが書かれていることが多い。  
Open Access : 学術論文や学術雑誌の掲載記事が、インターネットを通じて誰でも自由に閲覧できること  
Self-Archiving : 著者自身の論文を機関リポジトリや個人のサーバなどを利用して無償で公開するもの  
Institute Repository : 大学機関等のインターネット上の電子公開書庫
2. 雑誌発表後の論文をリポジトリ登録する  
多重投稿や著作権侵害とならないために投稿先の学協会もしくは出版社の許諾を得ること。学協会・出版社のほとんどが掲載されたままの論文のリポジトリ登録を許可しないが、条件つきであれば許可をすることが多い。雑誌発表後の論文をリポジトリ登録する場合、査読後の原稿(著者最終原稿)が対象となり、査読前の原稿では修正などにより内容が異なってしまうため対象とならない。学協会・出版社の許諾条件をよく確認する必要がある。
3. 学位論文の雑誌発表時とで訂正がある場合
  - ①タイトルが異なる  
リポジトリ登録の対象は学位論文のタイトル。リポジトリの descriptor(内容記述)に雑誌記事であることを明記し、発表論文のタイトルを記載する。
  - ②正誤表(雑誌掲載時の訂正)  
正誤表は、研究科委員会で審査・了承を得たものを登録。図書館は、教務経由のみを受領する。学位取得者本人からは受け取らない。なお、過大な訂正がある時は、研究科委員会が了承した書き直し原稿をリポジトリ登録。
4. 雑誌発表後の論文を学位審査し、その時点で訂正がある場合  
最終修正された内容で、本審査で承認された学位論文の PDF を提出。不明点は、指導教員、研究科長に相談する。
5. 複数の雑誌に掲載された論文が学位論文となった場合  
掲載先それぞれの学会・出版社の許諾を得る。一箇所でも許諾を得ることができない場合は、アブストラクトの登録となる。

\*その他、インターネット公開の「Q & A」を参照

### 3.書類ほか

書類等①「学位論文のインターネット公開許諾書」

#### 学位論文のリポジトリ公開について

学位論文は学校教育法・学位規則により、学位を授与された日から1年以内に当該博士論文の全文をインターネット公開することになっています。

インターネット公開にあたり、共同研究者・共著者全員の許諾が必要なため以下に署名押印をお願いします。

#### 学位論文のインターネット公開許諾書

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

上記学位論文の電子データについて「日本歯科大学機関リポジトリ」に登録し、インターネット公開することを許諾します。

許諾者氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 3.書類ほか

書類等①「学位論文のインターネット公開許諾書」(記入例)

## 記入例

### 学位論文のリポジトリ公開について

学位論文は学校教育法・学位規則により、学位を授与された日から1年以内に当該博士論文の全文をインターネット公開することになっています。

インターネット公開にあたり、共同研究者・共著者全員の許諾が必要なため以下に署名押印をお願いします。

<b>学位論文のインターネット公開許諾書</b>		書類提出日を記入
●●●●年 ●月 ●日		
氏 名	<u>千代田 次郎</u>	学位授与予定者の氏名を記入
上記学位論文の電子データについて「日本歯科大学機関リポジトリ」に登録し、インターネット公開することを許諾します。		
許諾者氏名	<u>浜浦 太郎</u>	印
許諾者氏名	<u>日齒 花子</u>	印
許諾者氏名	_____	印

共同研究者・共著者全員の署名と押印

三歳児乳歯齲蝕と歯科保健要因  
との関連性について

千代田次郎

Relationship between Caries Prevalence and  
Factors Influencing Dental Health Care in 3-  
year-old Children

Jirou CHIYODA

日本歯科大学大学院新潟生命歯学研究科生命歯学専攻

〇〇学系、 〇〇学分野 〇〇学

(指導：浜浦太郎教授)

The Nippon Dental University, Graduate School of Life Dentistry at Niigata

(Director: Prof. Tarou HAMAURA)

(2025年1月)



### 3.書類ほか

書類等③「日本歯科大学学術機関リポジトリ登録申請書」

#### 日本歯科大学学術機関リポジトリ登録申請書

年 月 日

日本歯科大学生命歯学部図書館長 殿

私が執筆した学位論文の全文もしくはアブストラクトについて「日本歯科大学学術機関リポジトリ」を通してインターネット上に公開するため、以下のとおり申請します。

研究科(専攻)名		科目	
氏名		氏名ヨミ	
論文題名			
学位取得後の連絡先	TEL :	E-mail :	
学位授与年月日		指導教員名	
<input type="checkbox"/> 全文公開に関する権利関係に問題がありませんので、リポジトリ登録をお願いします。 <確認事項> ※以下の確認ができない場合は全文公開不可 <input type="checkbox"/> 学協会・出版社等の許諾を得ています(許諾書の写しを別途添付します) <input type="checkbox"/> 共同研究者・共著者全員の許諾を得ています(学位審査時に許諾書を教務部・学生部へ提出済みです)			
<input type="checkbox"/> 「やむを得ない事由」に該当するため、まずはアブストラクトのリポジトリ登録をお願いします。 やむを得ない事由消滅後(公開可能日以降)に全文公表をお願いします。 <事由> <input type="checkbox"/> 学協会・出版社等より公開禁止期間(エンバーゴ)が設定されているため <input type="checkbox"/> 特許・実用新案を申請予定のため <input type="checkbox"/> その他( ) 公開可能日: 年 月 日			
<input type="checkbox"/> 「やむを得ない事由」に該当するため、全文公開できません。アブストラクトのリポジトリ登録をお願いします。 <事由> ( )			

\*申請書に記入いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。

\*本申請書について不明点等がありましたら、生命歯学部図書館までご連絡ください。

(連絡先 TEL: 03-3261-8931 Mail: library@tky.ndu.ac.jp)

2024.10.1

### 3.書類ほか

書類等③「日本歯科大学学術機関リポジトリ登録申請書」(記入例)

## 記入例

### 日本歯科大学学術機関リポジトリ登録申請書

●●●●年 ●月 ●日

日本歯科大学生命歯学部図書館長 殿

私が執筆した学位論文の全文もしくはアブストラクトについて「日本歯科大学学術機関リポジトリ」を通してインターネット上に公開するため、以下のとおり申請します。

研究科(専攻)名	新潟生命歯学研究科	科目	歯科保存学
氏名	千代田 次郎	氏名ヨミ	チヨダ ジロウ
論文題名	口腔物質による骨芽細胞内でのカスパーゼ -8, -9 の発現とアポトーシス誘導		
学位取得後の連絡先	TEL : ●●●●	E-mail :	●●●●
学位授与年月日	●●●●年●月●日	指導教員名	浜浦 太郎

全文公開に関する権利関係に問題がありませんので、リポジトリ登録をお願いします

<確認事項> ※以下の確認ができない場合は全文公開不可

学協会・出版社等の許諾を得ています(許諾書の写しを別途添付します)

共同研究者・共著者全員の許諾を得ています(学位審査時に許諾書を教務部・学生部へ提出済み)

全文公開が可能な場合はここにチェックします

「やむを得ない事由」に該当するため、まずはアブストラクトのリポジトリ登録をお願いします。

やむを得ない事由消滅後(公開可能日以降)に全文公表をお願いします。

<事由>

学協会・出版社等より公開禁止期間(エンバーゴ)が設定されているため

特許・実用新案を申請予定のため

その他(

公開可能日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

「公開禁止期間が設定されている」「特許や実用新案申請中」などにより、即時公開できない場合、該当する事由にチェックし公開可能日を入力します

「やむを得ない事由」に該当するため、全文公開できません。アブストラクトのリポジトリ登録をお願いします。

<事由>

(

「やむを得ない事由」に該当し、「個人情報保護」や「出版社の許諾が得られない」などにより全文公開ができない場合はその事由を記入します

\*申請書に記入いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。

\*本申請書について不明点等がありましたら、生命歯学部図書館までご連絡ください。

(連絡先 TEL: 03-3261-8931 Mail: library@tky.ndu.ac.jp)

2024. 10. 1

### 3.書類ほか

書類等④「メタデータ」

メタデータ

論題	
キーワード	
掲載雑誌	誌名： 年： 卷： 号： 頁： ※学位論文と掲載雑誌で論題が異なる場合には、掲載雑誌の論題を記入する (掲載雑誌論題： )
論文掲載先 URL	
備考	

### 3.書類ほか

書類等④「メタデータ」(記入例)

## 記入例

### メタデータ

論題	Oral malodorous compound causes caspase-8 and -9 mediated programmed cell death in osteoblasts.
キーワード	Halitosis, Osteoblasts, Caspase-8, Caspase-9, Apoptosis
掲載雑誌	誌名: ●●●●●●●●●● 年: ●●●● 卷: ● 号: ● 頁: ●● ※学位論文と掲載雑誌で論題が異なる場合には、掲載雑誌の論題を記入する (掲載雑誌論題: )
論文掲載先 URL	<a href="https://●●●●●●●●●●">https://●●●●●●●●●●</a>
備考	

### 3.書類ほか

書類等⑤「日本歯科大学学術機関リポジトリ登録申請書変更届」

#### 日本歯科大学学術機関リポジトリ登録申請書変更届

年 月 日

日本歯科大学生命歯学部図書館長 殿

研究科（専攻）名： \_\_\_\_\_

学位授与者名： \_\_\_\_\_

下記の通り変更のため、リポジトリ登録申請書を書き直して再提出いたします。

変更内容：

変更理由：

学位論文リポジトリ登録マニュアル 発行日

平成 26 年 2 月 28 日 第 1 回発行

平成 27 年 5 月 11 日 第 2 回発行

平成 27 年 5 月 13 日 第 3 回発行

平成 28 年 9 月 1 日 第 4 回発行

平成 31 年 2 月 13 日 第 5 回発行

令和元年 10 月 1 日 第 6 回発行

令和 6 年 12 月 5 日 第 7 回発行

第 4 回より 5 種作成

生命歯学研究科委員用

生命歯学研究科学位取得者用

新潟生命歯学研究科委員用

新潟生命歯学研究科学位取得者用

図書館員用